



2026年 オリコン顧客満足度®
ランキング
NISA 銀行 中国・四国部門 第1位



NISA お引っ越し キャンペーン



【キャンペーン期間】2026年10月1日(木)～2027年2月26日(金)

NISA口座開設などの条件達成で

もれなく
現金

10,000円プレゼント

特典獲得のためのかんたん3ステップ

1

かんたんエントリー

まずは右記二次
元コードを読み
取り、エントリー
を完了してくだ
さい。



2

NISA口座の お引っ越し

他社から伊予銀行へ
NISA口座を変更します。
お手続きの流れについて
詳細は裏面をご覧ください。

3

つみたてご契約 または投資信託購入

伊予銀行のNISA口座で
「つみたて月額1万円以上契
約」または「投資信託のご購入
(一括)10万円以上」

2026年 オリコン顧客満足度®ランキング
NISA 銀行 中国・四国部門 第1位 を獲得しました!!



伊予銀行以外でNISAをご利用されている場合は当該金融機関における閉鎖手続きが必要です。

お手続きの流れ

ご来店時にご持参いただくもの



通帳



預金届出印



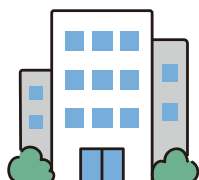
マイナンバーカード



顔写真付き
身分証明書



勘定廃止通知書または
非課税口座廃止通知書



現在NISAを開設
している金融機関

① 閉鎖手続き
② 勘定廃止通知書または
非課税口座廃止通知書



お客さま

③ 開設手続き



伊予銀行の窓口

・いよぎんSMART Plusなど一部の店舗ではNISA口座の開設、投資信託の申込・解約・変更手続きがお受けできません。詳細につきましては、事前にご来店予定の店舗へお問い合わせください。
・2026年度中にNISA口座を使って金融商品を買付けされている場合でも、2026年10月以降は金融機関の変更手続きが可能です。ただし、伊予銀行でNISA口座を利用できるのは2027年からとなります。

投資信託に関するご留意事項

- 投資信託は預金商品ではなく、預金保険の対象ではありません。また、**投資元本および収益分配金が保証された商品ではありません。**
- 運用口座（四国アライアンス証券仲介口座）で取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象であり、証券取引口座（銀行口座）で取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資するため、信託財産に組み入れられた株価や債券価格の変動、金利変動、外貨建資産に投資している場合には為替相場の変動などにより、**お受取金額が投資元本を下回ることがあります。**価格変動要因については、取扱店にお問い合わせのうえ、ご確認ください。
- 投資信託の運用による収益および損失は、すべてお客さまに帰属します。
- 投資信託には、**購入時手数料**【約定金額に対し最高3.85%（税込）】ならびに**解約時の信託財産留保額**【解約時の基準価額に対し最高0.5%】が必要となり、**保有期間中は運用管理費用（信託報酬）**【純資産総額に対し最高2.42%（税込）】、**監査費用、売買委託手数料、組入資産の保管等に要する諸費用等が信託財産から支払われます。**
※当該費用の合計額については購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。
- 投資信託には、クーリング・オフの適用はありません。
- 投資信託をご購入の際は、**投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面をお渡ししますので、必ず内容をご確認のうえ、お客さまの判断でお選びください。**
- 投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面は当行の本・支店等にご用意しております。

NISAに関するご留意事項

- NISAでは、年間投資枠（つみたて投資枠120万円/成長投資枠240万円）と非課税保有上限額（成長投資枠・つみたて投資枠合わせて1,800万円/うち成長投資枠1,200万円）の範囲内で買付した投資信託から生じる配当所得および譲渡所得等が非課税となります。
- NISA口座は、通常の課税口座（特定口座等）と異なり、金融機関を重複しての開設が認められず、一人一口座（一金融機関）しか開設できません（金融機関を変更した場合を除く）。また、口座内の株式投資信託等を異なる金融機関に非課税のまま移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年分の非課税枠で、既に株式投資信託等を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。
- NISAの対象となる商品は、伊予銀行では株式投資信託のみ、四国アライアンス証券では株式投資信託や上場株式等です。既に課税口座（特定口座等）で保有している株式投資信託等を移管することはできません。
- NISA口座で譲渡損失が発生した場合、その譲渡損失はなかったものとみなされます。そのため、NISA口座の譲渡損失と課税口座（特定口座等）での譲渡益や配当等との損益通算はできません。また、譲渡損失の繰越控除を行うこともできません。
- NISA口座で購入した商品を売却した場合、当該売却した商品の簿価分の非課税投資枠を、その翌年以降に年間投資枠の範囲内で再利用することができます。
- 短期間に金融商品の買換え（乗換え）を行う、または投資信託で高い頻度で分配金の支払いを受けるといった投資手法は、NISA制度を十分に利用できない場合があります。また、投資信託で支払われる分配金のうち元本払戻金（特別分配金）はそもそも非課税であるため、非課税制度のメリットを享受できません。
- 上場株式等の配当金等は、株式数比例配分方式を利用して受領する場合のみ非課税となります。

キャンペーンに関するご留意事項

- 他社から「証券取引口座（銀行口座）」、「運用口座（四国アライアンス証券仲介口座）」へNISA口座を移管し、NISA口座で「積立投資信託」を月額1万円以上申込または投資信託を一括で10万円以上ご購入いただいた方に現金10,000円を進呈します。
- キャンペーン適用となるには所定のエントリーフォームからエントリーが必要です。
- 「AGENTアプリからの投信サービス」のキャンペーン対象取引は2026年9月30日（水）20時から2027年2月26日（金）20時までにお申し込みが完了したお取り引きとします。「オンライントレード」のキャンペーン対象取引は2026年9月30日（水）15時から2027年2月26日（金）15時までにお申し込みが完了したお取り引きとします。
- 現金プレゼントは2027年3月にNISA口座を開設している「証券取引口座（銀行口座）」、もしくは「運用口座（四国アライアンス証券仲介口座）」の指定預金口座へ入金します。ただし現金プレゼント時に指定預金口座が解約されている場合はこの限りではございません。
- 「運用口座（四国アライアンス証券仲介口座）」から「証券取引口座（銀行口座）」、「運用口座（四国アライアンス証券仲介口座）」へのNISA口座の移管は現金プレゼント対象外とします。
- 本キャンペーン期間内のNISA口座の解約は現金プレゼント対象外とします。
- 本キャンペーンは18歳以上の個人のお客さまのみご利用いただけます。

本件に関するお問い合わせ先[いよぎん投信デスク]



0120-75-1444

受付時間

9:00～17:00
（銀行休業日は除きます）

※当資料は伊予銀行が作成した資料です。

（2026年10月1日現在）